

総務常任委員会

令和元年6月13日午前10時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小城 世督
嶋田 善行	井上 卓也	横田 敏文
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	上山 泰史
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	竹山 潔
同 係 長	阿部 三紀	会 計 管 理 者	黒崎 益範
監 査 委 員 書 記	角井 幸司	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	同 課 長 補 佐	田中 弘二
生涯学習課長	栗本 公生	同 参 事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前10時00分）

署名委員 伴委員、小城委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時議会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。私、互選によりこの1年間委員長を務めさせていただきます木澤でございます。

伴副委員長ともどもよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、改選後最初の委員会ですので、理事者から係長以上および新規採用職員の職員の紹介をお願いしたいと思います。

（ 面巻 総務部長 ） （ 職員紹介 ）

（ 藤原 教育長 ） （ 職員紹介 ）

（ 黒崎 会計管理者 ） （ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前10時04分 休憩 ）

（ 午前10時05分 再開 ）

委員長

それでは、再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しています審査案件は、お手元に配付していますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案の(1) 議案第34号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、付託議案1番目、議案第34号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習
課長

それでは、条例の一部改正の内容につきまして、議案書末尾の要旨をもってご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思っております。

これまで放課後児童支援員、いわゆる学童保育の指導員は、基本的には保育士や教諭の免許を有し、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者が資格要件とされてきましたが、今回、都道府県知事が行う研修に加え、指定都市の長が行う研修も資格要件として含まれることになり、児童福祉法に基づきます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日より施行されたことに伴い、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。次に、施行期日は公布の日から施行することとしております。なお、条例本文、新旧対照表の説明は割愛をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、議案第34号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。
嶋田委員。

嶋田委員 指定都市の長って、斑鳩町は指定都市に入っているんですか。

生涯学習 指定都市は人口50万人以上で北は札幌市、南は熊本市まで全国で20
課長 市が指定をされているところでございます。斑鳩町は指定はされてお
りません。

嶋田委員 そしたら斑鳩町については、条文の整理だけで斑鳩町については影響な
いということですね。

生涯学習 仮に、条例改正をしませんで、都道府県知事が行う研修を修了したもの
課長 だけにとどめておきますと、政令指定都市で研修を受けられた方がもし斑
鳩町の支援員として募集されたときに支援員として採用できないというこ
とになるので、今回条例を改正させていただくものでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決す
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会とし
て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第3

号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

財政課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を図るための介護保険事業特別会計への繰出金に対して、負担金が交付されることから、介護保険低所得者保険料軽減負担金537万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、本年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正に対応するための事務費に対して、補助金が交付されることから、子ども・子育て支援事業費補助金1,308万円の増額と、同じく10月から実施予定の就学前の障害児に対する発達支援の無償化や消費税改定に伴う障害者自立支援給付費の報酬改定等に対応するための障害者支援システムの改修費に対して、補助金が交付されることから地域生活支援事業費補助金56万1千円の増額をお願いするものであります。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、介護保険低所得者保険料軽減負担金268万7千円の増額をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、並松自治連合会から申請のあった太鼓台修繕に係るコミュニティ活動事業が、自治総合センターコミュニティ助成事業の助成対象として決定されたことから、250万円の増額をお願いするも

のであります。以上が、歳入の補正内容であります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算の補正についてであります。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた自治総合センターコミュニティ助成金250万円の増額と、職員の退職に伴う職員退職手当負担金558万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第7目 障害福祉費の第13節 委託料で、歳入で申しあげた障害者支援システムの改修業務に要する費用として79万2千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、歳入で申しあげた低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を行うための介護保険事業特別会計への繰出金1,074万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげた幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正に対応するために、臨時職員の雇用や職員手当に要する費用として第3節 職員手当等で153万1千円、第4節 共済費で22万3千円、第7節 賃金で131万1千円の増額、また、第11節 需用費で、事務用品購入等に要する費用として16万5千円、10ページをお開きいただきまして、第12節 役務費で、対象者への案内通知等の郵送料として16万4千円、第13節 委託料で、システム改修業務に要する費用として968万6千円の増額をそれぞれお願いするものであります。次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第6目 火葬場費の第11節 需用費で、火葬場における高圧ケーブルの経年劣化に伴う修繕料として150万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費の第11節 需用費で、最終処分場のごみ積替え施設における受入コンベアの駆動チェーンの経年劣化に伴う修繕料として239万円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただけますでしょうか。最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として1,239万3千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読

させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました厚生常任委員会において、所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 9ページが一番上の、総務費の一般会計、自治総合センターコミュニティ助成金っていうこれですねんけど、予算委員会でもちょっとこれ予算であげられた時に記憶ある気がするんですが、これ総額に対して50パーセントとかそういう形の助成、これ、250万なつとるわけでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 こちらにつきましては、一般財団法人自治総合センターの方で実施をされている補助になりまして、それぞれ実施の内容に応じまして補助金額の上限が定められているということになります。今回この一般コミュニティ助成事業につきましては、上限が250万という形になってまして、補助率ではなくて、最大の金額が250万という形で設定されているものでございます。

伴委員 これ総額の費用というのはなんぼになっているんですか。これ250万で全額これでいけるということになるんだと思うんですけど、ちょっと総額教えてください。

総務課長 申請をいただいております内容では250万ちょうどで申請をいただいているという状況でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成30年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 真弓税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(1)平成30年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、ご報告させていただきます。

初めに、町税の不納欠損処分につきましては、資料1-1でご説明させていただきますので、そちらの方をご覧いただけますでしょうか。町税の不納欠損処分につきましては、地方税法の規定に基づいて処理をさせていただいているもので、はじめに、事由別内訳表でございます。一番上でございますが、地方税法第15条の7第4項によるものでございます。この下の欄外に記載しておりますが、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することにより滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、あるいは滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合、その場合に滞納処分の執行

を停止し、その後3年間状況が変わらない場合に、納付・納入義務が消滅するものでございます。この事由によりまして不納欠損処分を行ったものは実人数で23人、税額は127万5,158円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項によるものであります。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。具体的には、滞納者が死亡し相続人もいない場合、外国人就労者等が帰国してしまった場合等で、この事由により不納欠損処分を行ったものは実人数で6人、税額は13万1,874円となっております。

次に、地方税法第18条第1項によるものでございます。こちらは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは実人数で4人、税額は11万6,551円となっております。なお、本事由による不納欠損につきましては、すべて地方税法第15条の7第1項による滞納処分の停止を行ってまいりましたが、停止期間の3年を経過する前に時効が到来したものでございます。これら平成30年度に行った町税の不納欠損処分の税目別合計は、個人町民税が19人で105万7,183円、固定資産税・都市計画税が10人で固定資産税が38万3,899円、都市計画税が4万2,501円、軽自動車税が9人、4万円で、合計実人数33人、税額は152万3,583円となっております。

続きまして、裏面の2ページをお願いいたします。こちらの表は、年度別内訳表といたしまして、今回行った不納欠損処分について、税目別、年度別の件数と税額を整理したものでございます。この表の右下、下から4行目でございますけれども、平成29年度以前の課税分、滞納の区分の合計が各税目合計で140万4,913円、その下の平成30年度、現年の区分が各税目合計で11万8,670円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。不納欠損処分の推移といたしまして、1として税目別、2として事由別に、それぞれ平成25年度からの不納欠損処分の推移を整理したものでございます。平成30年度では、平成29年度と比較しまして、実人数で7人、税額では133万4,131円の減となっております。

次に、町税収納状況についてご報告させていただきます。資料1-2、1枚ものがございますが、ご覧いただけますでしょうか。本資料は、2つの表で構成されておまして、上の方の表では平成30年度の町税の税目別の収納状況を、下の方の表では参考としまして、過去5年の年度別の収納状況をお示しいたしております。上の表の中の一番下、合計の欄をご覧いただきたいと思います。はじめに、調定額でございます。平成30年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせまして30億4,780万91円となっております。前年度の平成29年度の調定額30億769万8,072円と比較いたしますと4,010万2,019円、1.3パーセントの増となっております。次に、収納額でございます。平成30年度の町税収納額は29億7,844万8,934円となっております。前年度の収納額29億2,879万995円と比較しまして4,965万7,939円、1.7パーセントの増となっております。次に、調定額に対する収納率でございます。表の右から3列目でございます。平成30年度の収納率は、現年分が前年度と比較しまして0.1ポイント増の99.4パーセント、滞納分が前年度より3.1ポイント増の30.9パーセントとなっております。現年分と滞納分を合わせました全体の収納率は97.7パーセントで、前年度の97.4パーセントから0.3ポイントの増となっております。なお、各税目別の収納状況につきましては省略はさせていただきますが、各税とも収納率は前年同率、または前年度より向上したところがございます。最後に、滞納額の状況についてご報告いたします。上の方の表の右から4列目、調定額に対する収納残額のところの一番下の合計欄をご覧いただきたいと思います。平成30年度末の滞納額は6,788万7,731円で、前年度決算における滞納繰越額7,627万7,576円と比較しますと838万9,845円、11.0パーセントの減となっております。

以上、平成30年度町税不納欠損処分及び町税収納状況についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 この資料1-1のですね、2ページ目の15年から23年まではゼロになってるんですけども、これはデータが残ってないか何かですか。

税務課長 これはですね、今回の不納欠損の対象として15年から23年はなかったということでございます。よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町コミュニティバス実証運行利用者アンケート調査結果及び王寺駅乗入れ案について、理事者の報告を求めます。

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 そういたしましたら、各課報告事項の2つ目でございます、斑鳩町コミュニティバス実証運行利用者アンケート調査結果等及び王寺駅乗入れ案につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日、お配りしております資料は、資料2-①斑鳩町コミュニティバスの利用者状況について、資料2-②といたしまして斑鳩町コミュニティバス実証運行に係る利用者アンケート調査結果について、資料2-③といたしまして斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ(案)について、以上の3つとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでははじめに、資料番号2-①により、斑鳩町コミュニティバス利用者状況につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。まず、1. コミュニティバス実証運行期間の利用状況の利用者数の比較についてでございます。平成30年度の利用者数は、上から2つ目の表でございますが、合計で26,713人、1日あたりの利用者数は74.4人となっております、前年度、平成29年度と比較をいたしますと3.4パーセントの減少となっているところでございます。また、本年4月から、バスの運行台数を2台から1台に、便数につきましては8

便から4便に減便いたしますとともに、高齢者の方の運賃無料化等の再編を行ったところでございます。この再編後の利用状況につきましては、現在5月までのデータとなっておりますけれども、令和元年度4月・5月の利用者数といたしまして、合計で3,926人、1日あたりの平均利用者数は64.4人となっております。

続きまして恐れ入ります、2ページの参考の方をご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、再編後の本年、平成31年4月と、過去3年のそれぞれ4月の利用の状況比較したものでございます。本年4月以降は再編によりまして2台から1台に減便となっておりますので、1便当たりいたしますと、前年、平成30年の4月の1便当たりの平均利用者数は10.2人、本年4月1日の1便当たりの平均利用者数は16.4人、比較をいたしますと1便当たりの平均利用者数は6.2人の増となっているところでございます。

3ページをお願いいたします。次に、月別利用者数の比較でございます。平成30年度では、青色の折れ線グラフでございますけれども、利用者が最も多い月が5月の84.5人、最も少ない月が1月の65.0人となっており、平成30年度と平成29年度とも、平均65人から85人で推移をしているところでございます。次に、その下の曜日別利用者数の比較でございます。平成29・30年度、令和元年度とも、概ね同じ傾向でございまして、火曜日と木曜日から土曜日にかけての利用者が多く、月曜日の利用者が最も少ない結果となっております。月曜日が少ない理由といたしましては、利用者数の多いふれあい交流センターの休館日であることによるものと考えているところでございます。

4ページをお願いいたします。1の4.平成30年度乗車バス停、降車バス停についてであります。このページにございます2つの表は乗車又は降車する利用者が多いバス停を、それぞれ上位10番目まで抽出したものでございます。乗車・降車ともに、お風呂のございます施設となりますふれあい交流センター、東及び西老人憩の家のほか、法隆寺駅、笠町、斑鳩町役場前、また平成29年度にバス停を設置いたしましたイオンいかるが店が乗車利用の4番目、また降車利用の8番目に入っているという状況となっております。また、次の5ページ目の表でございます。平成30年度

の乗車・降車数の多い順番に並べまして、平成29年度、前年度と比較したのようになっております。続きまして裏面、6ページをお願いいたします。こちらは、料金支払い方について、運賃収入における現金、ICカード、回数券のそれぞれの割合を表したものでございまして、現金での支払いが最も多く、ついでICカードでの支払いとなっている状況でございます。

そういたしましたら、続きまして、コミュニティバス実証運行に係る利用者アンケート調査結果についてご説明をいたします。恐れ入ります、資料2-②をお願いいたします。1ページでございます。このアンケート調査につきましては、本年4月1日から運行内容を変更いたしました「斑鳩町コミュニティバス」につきまして、利用実態や満足度等を把握することを目的といたしまして、5月の13日（月）から5月の19日（日）の7日間におきまして、コミュニティバスの利用者の方を対象として、今後の運行内容を見直すための基礎資料とするために実施したものでございます。アンケートの回答者数は199人で、日にちごとの回答者数は資料にお示ししているとおりでございます。それでは、アンケートの調査結果につきましてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。利用者の方の属性といたしまして、まず（1）居住地についてであります。「龍田西」の36人が最も多く、続いて「興留」の22人、「龍田北」の20人等となっております。

3ページにお移りいただきまして、（2）性別でございます。女性の利用者が7割、男性の利用者が3割となっている状況でございます。その下のグラフでございます。利用者の方の（3）年代といたしましては、70歳代と80歳代以上をあわせた70歳以上の方の利用の割合が全体の84.9パーセントを占めるという結果となったところでございます。

4ページをお願いいたします。続きまして、3.2コミュニティバスの利用実態でございます。はじめに、（1）バス停別乗降数では、乗車バス停で最も多いのは、イオンいかるが店で、次いで斑鳩町役場前、小林ハイツ、笠町となっております。また、降車バス停で最も多いのは、笠町でございまして、次いで、ふれあい交流センター、斑鳩町役場前、法隆寺駅となっております。5ページには、参考といたしまして、前回、平成29年2月に実施をいたしましたアンケート調査結果をお示しをしているところ

でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。続きまして(2)移動目的地について、7ページに(3)移動目的について調査結果をお示ししております。移動目的地といたしましては、ふれあい交流センターが最も多く、次いで王寺駅、病院となっております。ふれあい交流センターにつきましては、前回調査と同じく目的地として最も多い結果となっております。7ページ、移動目的といたしましては、余暇(風呂等)が最も多く、次いで買物、通院となっております。

8ページをお願いいたします。続きまして(4)利用頻度についてでございます。ほぼ毎日と週3~4日利用すると回答された方が、全体の26.1パーセントとなっております。前回調査と比較しておおむね同程度の割合となっているところでございます。その下の(5)支払い方法でございます。無料の方の割合が、前回の24パーセントから、今回は76.4パーセントとなっております。利用者の年齢構成等も見させていただく中で、本年4月からの町内居住の方の高齢者の運賃無料化によるものと考えているところでございます。

続いて、9ページでございます。(6)利用頻度の変化でございます。こちらは、本年4月の実証運行の再編の前後で、利用頻度に変化があったかどうかについてお尋ねをしたものでございます。「変わらない」が最も多く54.8パーセント、次いで「利用頻度が減った」27.1パーセントとなっております。前回調査より、利用頻度が減った割合が増えておりますけれども、4月からの再編によりまして、バスの便数が減少したことによる影響と考えているところでございます。その下の(7)行きと帰りの利用有無についてでございます。前回調査に比べまして、「行きだけの利用」が増加、逆に「行き帰りともに利用」が減少しておりまして、先ほどの利用頻度の変化と同様に、こちらにつきましても、減便による影響と考えているところでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。(8)運転免許の有無につきましても、持っていない方が約6割となっており、また、前回調査に比べまして、運転免許を返納した方の割合が増加しているというところが見られたところでございます。また、その下でございます(9)世帯での

車の所有につきましては、約6割の方が自家用車を所有されていないという状況となっております。

次に、11ページからは、斑鳩町コミュニティバスに関する意見といたしまして、お伺いした結果をお示ししております。はじめに、コミュニティバスの満足度であります。「大変満足している」及び「満足している」と回答された方が38.7パーセント、「不満がある」「やや不満がある」と回答された方の合計が26.1パーセントとなっております。このうち円グラフの下でございます、今の円グラフの下でございます。満足している理由として、最も多かったものは比較的料金が安いとなっております、本年4月から町内にお住いの高齢者の方の運賃を無料化させていただいた影響が大きいものと考えております。また、4月からの笠町からの王寺駅への乗継券の発行について満足しているという意見も6パーセント、12名になりますけれども、12名の方からいただいているところでございます。

ページめくっていただきまして12ページをお願いいたします。続きまして不満な理由といたしまして、もっとも多かった理由が「バスの便数が少ない」、また「乗りたい時間帯に利用できない」となっております、4月からの運行台数を1台とし、減便を行ったことによるものと考えております。また、王寺駅に直接乗入れできないことを不満の理由とされた方は4パーセント、8人となっているところでございます。

続きまして、13ページ、3.4.でございます。JR王寺駅への乗入れに関する意見といたしまして、本年4月から笠町から王寺駅乗継助成事業を開始したことに伴いまして、お尋ねをしたものでございます。なお、本年4月からの乗継券の発行状況でございます。ここでご報告をいたします。4月が72枚、5月が108枚、2か月で180枚となっておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、資料の方にお戻りをいただきまして、まず、(1) JR王寺駅に行きやすくなったことについてといたしまして、乗継券についてお尋ねをいたしましたところ、約8割の方が「知っている」と回答をいただきました。また、(2) 乗継ぎ券の利用につきましては、約2割の方が利用されております。

14ページにお移りをいただきまして、(3) 乗り継ぎを利用した理由は、「便利だから」が最も多く、(4) 乗継を利用していない理由といた

しましては「乗継が不便」「王寺駅に行く用事がない」といった回答のほか、「歩いて」あるいは「電車で」行くとおっしゃられた回答もございました。次に15ページをお願いいたします。(5) 普段の生活の中で、王寺駅や王寺駅周辺に行く目的についてお尋ねをいたしましたところ、買物が最も多く、次いで病院となっております。また、(6) 王寺駅や王寺駅周辺に行くときの交通手段であります、路線バスを利用されている方が最も多く、右下の枠内でございます、次いでJR18.2パーセントとなっているところでございます。

16ページにはその他といたしまして、コミュニティバスに関する意見についてお尋ねをいたしまして、94人の方から114件のご意見をいただいております。その内訳につきましては表のとおり、便数やダイヤについてのご意見のほか、王寺駅への乗入についてもご意見を賜っております。

以上が、斑鳩町コミュニティバス実証運行に係る利用者アンケート調査結果のご報告とさせていただきます。

恐れ入ります、続きまして、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ(案)について、ご説明させていただきます。資料2-③をお願いいたします。

こちらの資料は、本町のコミュニティバスの王寺駅乗入れに向けた運行方法について、3つの案をお示しさせていただいたものでございます。

まずはじめに、王寺駅への乗入に要する所要時間についてご説明をいたします。笠町のバス停から王寺駅の間、また王寺駅から昭和町バス停の間の所要時間は1便当り14分、4便の乗入れといたしますと合計で56分の運行時間を要することとなりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料によりまして、3つの案についてご説明をいたします。

はじめに、運行内容でございます。1案は、現行ルートの一部を変更し、王寺駅の停留所を追加するものでございます。運行時間は延長をいたします。2案は、現行ルートの一部を縮減をいたしまして、王寺駅の停留所を追加するものでございます。1案と同じく運行時間については延長をいたします。3案でございます。こちらは、現行ルートの一部を廃止をいたしまして、王寺駅の停留所を追加するものでございます。なお、運行時間については、一部の廃止によりまして現行と変更はございません。次に、延伸ルートでございます。3案ともに、笠町から昭和町間に王寺駅の停留所

を追加するものでございます。次に、廃止ルートでございます。1案と2案は廃止ルートはございませんが、2案につきましては、1便目と4便目の一部を縮減をいたします。また3案につきましては、停留所の一部を廃止するものでございます。次に、1便あたりの、また120分の休憩を含みます4便あたりの運行時間でございます。1案につきましては、現在の運行時間より先ほど申しあげました1便あたり14分、4便で56分の増となるところでございます。2案につきましても、1便あたり14分の増となりますけれども、1便目と4便目のルートの一部縮減することによりまして、それぞれ1便当たり7分、2便で14分の短縮をいたしまして、4便で42分の増となるところでございます。3案につきましては、運行時間の変更はございません。

次に、住民の方の利便性でございます。3案ともに王寺駅に行くことができ、利便性は高まることとなりますけれども、2案につきましては、1便目と4便目のルートの一部を縮減をいたしますので、便によって最寄りの停留所を利用できない住民の方が生じてまいります。また、3案につきましては、一部のルートを廃止することによりまして、最寄りの停留所を利用できない住民の方が生じることとなっております。

次に、運行費用でございます。1案、2案とも運行時間、運行距離が延長となりますことから、運行費用が増額となります。1案では約200万円、2案では約150万円の運行費用の増額を見込んでいるところでございます。3案につきましては、運行時間の変更がございませんので、運行費用の増減はございません。

次に、公共施設における発着の影響としてお示しをしております。1案につきましては、運行時間が延長することに伴いまして、開館時間の前後に発着する、施設の開館時間の前後に発着する施設が生じてまいります。2案につきましては、1便目と4便目のルートの一部縮減することで、開館時間に発着できるようダイヤ編成を行うものでございます。また、3案につきましては、運行時間を変更いたしませんので、開館時間に発着できるようダイヤを編成いたします。

以上が、王寺駅乗入れ案となりますけれども、現在、王寺駅乗入れに関しまして、王寺町との協議も進めさせていただいているところであります。

今後、本日の委員会でいただきましたご意見の結果等をふまえて、公共交通会議にご報告をいたします。その中で公共交通会議で議論をいただきながら、関係機関、奈良交通、あるいは運輸支局との関係機関との協議など、王寺駅への乗入れについて具体化をさせていただきます、遅くとも令和2年、来年の4月1日までには実現したい、このように考えているところがございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び利用者アンケート調査結果、並びに王寺駅乗入れ（案）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 今、説明を受けた中で、乗り入れ案ですね、3案ある。これ、今までどちらかという、まあ言えば公共交通会議の意見を議会のほうで内容をまた報告いただいてっていうような形が非常に多かったような感じがしております。その中で、これ案で、本日議会のほうからの、総務委員会として意見をさせてもらうのがええのか、交通会議の影響ということを考えて、議会でこういうような意見が、もうなってますねんというような形が、なってしまうと思うんです、ここで意見を言えば。このあたりどう考えておられるかちょっとお聞きしたいんですが。

まちづくり
政策課長 これまでは公共交通会議での議論のご報告をさせていただいていたというところがございます。今回につきましては、3案ということでお示しをさせていただきます、運行費用の増額といったようなこともございますので、本委員会でいただいたご意見のほうを公共交通会議のほうへもご報告をさせていただきます、その中でそれらも踏まえながら本来もっともよい運行のあり方、地域公共交通のあり方ということで、ご議論いただければなど、このようなことで思っているところがございます。

伴委員 公共交通会議の日程っていいですか、スケジュールはどうなっているわ

けですか。

まちづくり
政策課長 今現在、7月4日の開催で、地域公共交通会議の開催につきましては、7月4日の開催で調整をさせていただいているところでございます。

伴委員 それでしたら、総務委員会で意見をいただきたいというような、理事者側の思っているか、その辺で委員長、これ諮っていただくというか、意見聞くような形で進めていただければと思いますねんけど。

委員長 遅くとも次年度スタートしたいということで、最終的に案として取りまとめをしていく最終時期ですね、というのは、いつぐらいで考えておいたらいいですか。

まちづくり
政策課長 本年4月からの再編にあたりまして、住民の方、利用者の方への周知期間等ございますので、遅くとも12月には決定をさせていただいて、来年4月の準備に向けた補正予算等との関係もございますので、年内にはきちっと取りまとめをさせていただく必要があるのかなと、そのようなことで認識をしております。

委員長 この資料、案につきましては、今日委員さんに初めて目を通していただいていますので、ご意見いただけるようでしたらお伺いしたいと思いますけれども、今回でなくても次の委員会、8月、9月あたりですね、の中でも議論については十分できるかなというふうには思いますので、結論を急ぐ必要はないかと思えますけれども、今日説明のあったことについて質疑、ご意見等があればお伺いをしておきたいと思えます。 小城委員。

小城委員 この斑鳩町コミュニティバス王寺乗り入れの案についてなんですけど、これは現行と同じ金額等で王寺まで行けるということで、認識でよろしいですか。

まちづくり ただ今、お示しさせていただいておりますように、運行費用の方の増額

政策課長 　　が案によってはございます、そういったところから利用者負担というような関係もございますけれども、そこらあたりどうさせていただくかというのも含めましてご検討を深めていきたいなど、このように思っております。

小城委員 　　今から検討する、利用者が負担する額というのは、今から検討していくことですか。

まちづくり 　　委員おっしゃるとおりでございます。

政策課長
委員長

伴委員。

伴委員 　　今、委員長、おっしゃられた結論、確かに内容からいうと、今これ、1、2、3、どれを、意見をいうのは非常に難しい。非常に悩ましい部分がある、それぞれの長所、短所があると思いますねけど。ただ、7月4日の公共交通会議に、まあ言うたら議会としての意見として出したいというようなニュアンスに、今ちょっと、課長からの答弁で感じましてんけど、そのあたり、これが遅れたから運行がまた次年度中にでけへんとか、このあたりの影響ちょっとお願いしたいんですけど。

委員長 　　乾副町長。

副町長 　　前回も申し上げましたように、課長も先ほど申し上げましたように、遅くとも来年4月から王寺駅への乗り入れをしたいということでございますので、今、案を示させていただきました中で、この委員会としてのご意見がもしあればですね、それも踏まえた中で、公共交通会議の中で諮っていききたいというふうに思いますので、一応、事務局としての案も当然あるわけでございますけれども、それをもって公共交通会議に諮っていききたいと思うんですけども、ただ、事前にこの委員会の中でもご意見をいただく中で、公共交通会議の中で、議会からもこういう意見があったということも踏まえて検討していきたいと思いますので、もしご意見がございましたら、お伺いしたいというふうに思います。

伴委員 ということは、もうちょっと具体的に、ちょっと質問の仕方悪かったか、8月の事前の委員会であったり、9月であったりというような定例会中の委員会であったりってというような形で、意見を言わせていただくような形であったら影響ってというのは、今日なのか、今日の方が望ましいというか、7月4日に合わせて意見をというような感じは、ニュアンスは受けますけれども、私らとしても非常に今、結論出すのは非常に難しいというようなことも感じております。このあたりも踏まえて、議会から意見が出えへんだから、こうこうこうやということはなく、そのあたりどうでっしゃろ。

副町長 7月4日に地域公共交通会議をさせていただくんですけども、その時には当然まだ結論というのはいらないと思いますんで、やはりこれからどの案でいくのかっていうのも練っていかなあかんと思いますんで、今すぐどうこうという話ではございませんので、公共交通会議のなかでも7月4日にはすぐ決まらないという可能性もありますので、何回も議論を重ねていかなければならないというふうに思っております。

伴委員 先ほどの質問のときに、閉会中の委員会ということで変更させていただきます。

委員長 たとえば、1、2案でしたら、費用増額になりますけれども、料金設定ですね、利用者の方の、についても増額も含めてということで検討するということですけども、例えば1案とか2案となった時に、利用者負担を増やすということを町は考えておられるんですか。

まちづくり
政策課長 こちらに関しましては、本年4月の再編の際に2台から1台に、8便を4便にということで、そのような見直しをさせていただいたところがございます。ついては高齢者の方の運賃の無料化でございましたりとか、外出支援のタクシー券もこの4月から始まっております。そこらの利用状況等も当然見ていかないかんのかなと、このように考えておりますので、そこらも踏まえまして、利用者の方、利用していただくというところが、まず

もって大事なところでもございますので、そこらも十分勘案しながら検討をさせていただきたい、このように思っております。

委員長

具体的にいま増やそうと考えているのかどうか、ということの答えではなかったと思うんですけども。副町長どうですか。 乾副町長。

副町長

コミュニティバス、王寺に乗り入れ、乗車して王寺駅に行っていただく、あるいは王寺駅からまた町内のほうに運行していただくということで、本来であればその運賃ですね、奈良交通の路線バスの運賃を実費をいただくというのが、本来、原則はそうだと思うんですけども。ただ、今100円で町内運行しております、乗継券も笠町のほうで発行しております、これも無料でお渡しをしている関係もございます。そういったことから190円分を取るのかということになりますので、これは非常に乗っていただく方も、あるいは運転手さんのほうも誰がどこまでいくのかっていうのも確認しなければいけませんし、年齢も確認せなあかんと、いろんな問題がたぶん運転手さんの方も出てくると思いますし、乗っていただく方も、いったいなんぼ払ったらいいんやということもあると思いますんで、ちょっとこの辺が非常に複雑になってくると思いますので、今これから検討していくということなんですけども、1乗車100円という考え方、これは今持っておりますので、追加でまた料金いただくということは今ちょっと考えておりませんが、1乗車100円と、王寺まで乗り入れしていただくと、高齢者の方、70歳以上の方は町内の優待券をもって無料という形でさせていただければなというふうに思います。ただ無料となりますと、1乗車100円ということになりますと、奈良交通のほうは当然その分の運賃を奈良交通のほうに払うと、町のほうから払うという形になると思いますので、ご本人さん、乗っていただく方の負担はないけれども、奈良交通の方にはその分の相当額の負担をさせていただくということになるんじゃないかと思います。

委員長

その奈良交通に払う分の負担というのは、この200万に含まれていない、1案でしたら200万は含まれてないということで。

副町長 この200万については、時間が延長する分についての運転手の人件費、その分が200万ということですので、その運賃相当額の分については別途になるということです。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 2案、3案の縮減とか廃止というような、停留所といいますか、運行ルートですな、停留所がなくなると、これの現実的にこんなことできるのかなど、今乗ってはんのこれ見たら、この表見たら、全然ゼロっていうか、それなりに使ってきてはる、ルートですよって1個だけっていうのは、そこ飛ばすだけでは具合悪い。まあ言えば、ルート、でっぱりって言いますか、それがなくなってしまふ、現実的にこんな難しいように、実際のところ費用かかる部分、できるのかなっていう思い、今ちょっと思ってますねけども、縮減っていう案っていうのになってくると、どういうような、具体的に、縮減の案の具体的なところ教えてもらえまへんやろか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 今、伴委員さんおっしゃっていただいておりますように、一定の通るルートの中で、バス停を減らしても確かに時間の短縮にはならないと。今8の字に基本的には回っておりますけれども、そこから遠回りといいますか、している部分を縮減あるいは廃止する必要があるというところで、今、当町のコミュニティバスのルートといたしまして、8の字から出ている所といたしましては、西里・龍田北・文化財センター、このルートあるいは法輪寺・法起寺・中宮寺東、このルート、また法隆寺第三団地の停留所、こちらの方が8の字のルートから遠回りというか、出ているような恰好になりますので、そこを削ることによって、通らない、廃止することによりまして縮減を図ると、2案に関しましては、例えば、今お示しさせていただいておりますけれども、2便目と3便目は従来通りのルートとして通らせていただくのと、ただし、1便目と4便目、例えばですけれども、1便目と

4 便目、4 便すべてではなくて、2 便目、3 便目は残すような形で1 便目と4 便目だけ廃止させていただく、このルートについて廃止させていただくということによって、王寺駅1 便当たり14分、合計56分の時間を確保すると、そのことによって、公共施設の開館時間等々も踏まえまして時間短縮を図っていく、そのようなことでお示しをさせていただいているものでございます。

伴委員

今、聞かせていただいて、ああなるほどと。これ正直言うて、実際のところ、sonだけ停留所の数がそこその数、それなりに利用されている方、難しいような感じ受けますねけど。これ、ほんとに、今現在、私今これ見せてもらって、僕自身の意見としましたら、今ややこしいんですわ、笠町で正直言うて、券をもらって、停留所の方はどないされてる、もらってないんやろうと、もらわれてないんやろうと、その中で持っている方と持っていない方が次また路線バスに乗られると、帰りはない。正直言うて僕はあまりいいことじゃないなと個人的には思ってます、ややこしいからです。なぜかと言いますと、同じ住民で違いが出てる。またこれもおなじようなことを、この2とか3やったらどこ削るねんと、またややこしい、まあ言えば、今までずっと使い慣れていたバスがそうになってしまうと、もうややこしいっていいですか、そういうようなことはできるだけせんといてほしい、私の個人的な私自身の今、一委員としての思いですけど、ちょっと今感じているような次第です。以上です。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

これ、そもそも王寺まで乗入れる必要あるんですか。もうそもそも論になってくるけども。町長が公約で王寺まで乗入れるって言わはったから、汗かいてもおろてんねんけど、実際問題として乗入れる必要があんのかどうか、そこらへんお聞きします。

委員長

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 ただいまの嶋田委員さんのご質問でございます。コミュニティバスに関
しましては平成30年の6月に住民アンケート調査ということで、意向調
査をさせていただいております。そのような中で、鉄道駅、町外の鉄道駅
への、要は公共サービスとしていきたい場所ということでお答えいただき
ましたのが、おおむね25パーセント、4分の1の方が町外の鉄道駅、町
内の鉄道駅ということで、具体的な駅といたしまして、そのうちの92パ
ーセントの方が王寺駅ということでのアンケートの結果も出ておりますの
で、そのようなところから、今回このようなことで乗り入れに向けて進め
させていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

嶋田委員 パーセンテージは、それは高いですね、何人ですか。

まちづくり
政策課長 回答数は約1,000ありますので、25パーセントで250人の方、
このようになっております。

嶋田委員 私、常々思ってたんだけどね、住んでいる場所によって、190円の補助
が出ると、興留、目安やとかは同じ斑鳩町の町民でありながら、その19
0円の補助はでないと、これはなんか不公平感があるように思えてならな
いんですけどね。せやから王寺駅まで行くのやったら100円は100円
で行って、奈良交通に90円差額払うとか、そんな感じ、どうもしっくり
けえへんねんけども。せやから、そこらへん、そもそも論から始めたらど
うです。

委員長 今、コミュニティバス運行している中で、奈良交通に対して、さっきの
じゃないですけども、費用負担をしているというような状況はあるんです
か。これは路線が増えるから、その部分について奈良交通に払うというこ
とで、今現在はそういう負担というのは、町はしていないと。

まちづくり
政策課長 今の奈良交通へは委託料という形で、実証運行の中での委託料という形
でお支払いをさせていただいておりまして、現行のルートでの委託料とい
うことでございます。1案、あるいは2案の方にお示しさせていただいて

おりますのは、王寺駅の乗り入れによりまして、走行の延長、距離がまず延びると、あるいは運行時間も延びるといふようなところで、人件費、あるいは燃料費等々含めて増額となっていくようなものでございます。

委員長 奈良交通、エヌシーバスの契約の中の話であって、さっき1案でしたらこの費用に含まれていない分の費用負担が発生するというふうにお聞きしましたけど、現在でもそうした負担というのは町はされているんですか。

まちづくり政策課長 今現在はそうした運賃に対する補助、奈良交通への補助、あるいは補てんというのはしていないというところでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 今、嶋田委員から意見があった件で私の意見を述べさせていただきます。私もそもそも、というか原点に戻ってというのは、担当課の方に話に行つて、もともとこれ1便ついでいいですか、最初コミュニティバスになるまで以前のやり方にも戻らへんのかと、無料で回しておられましたわね、あの時だいたい、私の記憶ではだいたい1, 200万ぐらいの費用が年間かかって、そしてやられていたと、まあ非常に乗客、利用者が少なく、今現在もまだ少ない、以前のやつに比べると少ない、私はそう感じています。乗っておられる、暗くなっているので見えにくいですけど、そういうような感じを受けてる。その中でなかなかバスの事故とか、そういうものがあり、以前のように戻すことが、あの形態に戻すことが難しいという話を聞き、ああそうかいなど。あの時に、原点にいつ戻ったらという話、そして利用者、それがでけへんのやったら利用者を増やしていただく、そして利便のええ方に考えていかなあかんということ、私も王寺駅乗り入れということを要望してまいりました。ただ、確かに住んでいる場所によってそういうものが起こるといふのも1つの考え方である、ただ、元に戻るに戻れへんと、今、コミュニティバスをなくすついでいいですか、本当に走らさないと、アンケートを見るとやっぱり運転免許を返納、そして外出手段ということを考えていくと、これもなかなか難しい、今の時代、非常

に難しくなっていてるというような感じで、やはりこれ、私は逆に、住んでいるところもあるかもわかりませんが、王寺駅には乗り入れしてほしいと、そして住民の方が大勢乗っておられるような形にしてほしいと、せっかく、もったいないですから、税金ももったいないですから、そういうような思いを今持っているような、ちょっと私の意見ですけど、そう述べさせていただきます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

私も感じた点といたしましては、やはり今でも1台に減ってしまって、利用が不便になったというアンケート結果も出ていますんでね、これ以上やっぱり一部縮減というのは、ちょっと無理なんじゃないかなというふうに思っています。費用は増えるんですけども、やっぱり王寺駅に乗り入れしていただくことによって、利便性を上げて、より多くの方に利用していただくというのが、コミュニティバスの本来の主旨かなというふうに思いますんで、まだ委員会のまとめとかいうわけではない、個人的な意見としては、私は1案なのかなというふうにいま現時点では考えているということだけ申し上げておきます。

他にございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、(3)斑鳩町まちづくりアンケート調査の結果について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

そういたしましたら、各課報告事項の3つ目でございます、斑鳩町まちづくりアンケート調査の結果について、ご報告を申し上げます。

昨年12月に実施をいたしました斑鳩町まちづくりアンケート調査の結果について、本日、お配りをしております資料3によりまして説明をさせ

ていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

はじめに、資料の4ページをお願いいたします。調査の概要でございます。本アンケート調査につきましては、第5次斑鳩町総合計画の策定に当たりまして、まちづくりの課題や住民の方の意向などを調査・整理するために実施をさせていただいたもので、町内にお住いの18歳以上の方2,000名を対象として、郵送による配布・回収により実施をいたしております。回収状況は、有効回答数813通、有効回答率は40.7パーセントとなっているところでございます。

5ページをお願いいたします。こちらは、7ページにかけまして、本アンケート調査の結果について、総括としてまとめたものでございます。

はじめに、斑鳩町の暮らしやすさの評価と定住意向についてでございます。斑鳩町の暮らしやすさや定住意向についてお尋ねをいたしましたところ、斑鳩町への住みやすさの評価は「住みよい」あるいは「どちらかという住みよい」を合わせますと84パーセントと大半の方が住みよいという評価となっております。さらに、「これからも斑鳩町に住みつづけたい」が78.6パーセントを占めておりまして、それぞれ前回の平成27年度調査より改善・増加をしているところでございます。次に、日ごろの意識や日常生活についてお尋ねをしております。全般を通してみますと、防災訓練などへの参加、近所の公園の利用、他の世代や外国人との交流やふれあいの利用・取組みが低くなっておりまして、支援の必要性等の課題も明らかとなったところでございます。

次に、3つ目といたしまして、町の各種施策につきまして、その満足度と今後の重要度についてお尋ねをしたものでございます。中でも重要となりますのが、6ページお移りをいただきまして、「重要度は高いが満足度が低い」施策となってまいりますが、「道路・交通網」「住宅・生活環境」あるいは「防災」「商工業・観光」「防犯・消費生活」がその上位となっているところでございます。

続きまして4つ目といたしまして、町の将来像についてでございます。住民の方が望む町の将来像は「災害に強く犯罪が少ない、安全で安心して暮らせるまち」が最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人、子どもなどを大切にす保健・福祉が充実したまち」、また「道路や公共交通、都

市施設の整備が進んだ、機能的で利便性の高いまち」となっておるところでございます。平成27年度調査に比べましても、防犯・防災面と福祉の面で安全・安心に暮らせるまちが一層求められているところでございます。

次に5つ目、地方創生の取組みについて、どのようなことに力を入れるべきかを尋ね、結果をまとめたものでございます。人口減少の克服に向けた取組みといたしまして、子育て世代への支援が重要であると考えておられることがうかがえるところでございます。また、出産・育児に関しては、全国的に共働き世帯が増加している中、子どもを預ける場の質・量の両面からの充実が求められております。地域経済の活性化といたしましては、特に本町の歴史文化遺産を活かした観光産業を更に振興していくことが求められているところでございます。

7ページをお願いいたします。都市計画等の今後の取組みについて要だと思われることについてお尋ねをし、結果をまとめたものでございます。いずれの項目におきましても、まちづくりにおいて何らかの改善が求められておりますけれども、特に、道路・交通、公園・緑地等、また幹線道路沿道の土地利用など、生活の安全や利便性の向上につながる取組みが求められているところでございます。また、法隆寺周辺やJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりにつきましては、交通アクセスの強化や歩行環境の充実が求められているところでございます。これら各項目の個々の調査結果につきましては、11ページから22ページに整理をしておりますので、後ほどご確認いただければ、このように思います。

それでは8ページをお願いいたします。こちらは、10ページにかけまして、回答者の性別や年齢等、回答者の属性についてまとめております。説明については省略をさせていただきます。最後に、23から24ページでございます。自由意見を7つの分野に分類をいたしまして、それぞれまとめております。270人の方から意見をいただいたところであります。

以上が、アンケート調査結果の概要でございます。

最後に、第5次斑鳩町総合計画の策定スケジュールについて、ご報告をいたします。本アンケート調査の結果につきましては、町ホームページにおいて公表の予定をしており、9月には第1回目の審議会を開催をいたしまして、今後の協議をすすめてまいりたいと、このように考えております。

総務常任委員会におかれましては、その都度、説明・ご相談を申し上げながら、令和2年12月議会での議決をいただくことを目途としてすすめてまいりたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、斑鳩町まちづくりアンケート調査の結果についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか、よろしいですか。

(な し)

委員長 暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時17分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(4)会計年度任用職員制度の概要について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の4番目、会計年度任用職員制度の概要につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号4 会計年度任用職員制度の概要について、という標題の資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1.趣旨についてでございますが、行政ニーズが多様化・高度化するなか、臨時職員等の数は、全国的にも増加傾向にあり、地方行政の重要な担い手となっております。臨時職員等につきましては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員と比較し、勤務時間等は多様であるなか、適正な任用・勤務条件の確保が求められております。こうしたなか、令和2年4月1日から施行となります地方公務員法及び地方自治法の一部

を改正する法律が成立し、臨時職員等の任用要件を明確化した上で、新たに会計年度任用職員として位置付けられることとなったことを受け、本町におきましても新たに会計年度任用職員の制度を導入していくというものでございます。次に、2. 採用方法についてであります。会計年度任用職員の採用につきましては、現行の臨時職員の採用方法と同様に、競争試験又は面接や書類選考等による選考により行うこととなっております。次に、3. 任期についてであります。こちらも現行と同様に、1会計年度を超えない範囲となっております。次に、4. 会計年度任用職員の種類についてであります。会計年度任用職員につきましては2つに区分されまして、①のフルタイム会計年度任用職員は、勤務時間が常勤職員と同一の1日7時間45分で、1週38時間45分の者となります。一方、②のパートタイム会計年度任用職員は、勤務時間が、常勤職員未満の者となっております。次に、5. 給付内容の考え方についてであります。ただ今申しあげましたフルタイムとパートタイムごとに支給内容が異なっておりまして、はじめに、給付体系についてでございますが、フルタイム会計年度任用職員に対しましては、生活給としての要素として、給料、旅費、一定の手当が支給対象であることに対しまして、パートタイム会計年度任用職員につきましては、職務に対する反対給付としての報酬、費用弁償、期末手当の支給対象となっております。次に、一定の手当の内容といたしまして、会計年度任用職員に対して支給可能な手当関係についてでございますが、はじめに、通勤手当についてでございます。フルタイム会計年度任用職員に対しましては、支給可能となっております。パートタイム会計年度任用職員に対しましては、通勤に係る費用を費用弁償として支給することが可能となっております。次に、時間外勤務手当及び休日勤務手当等についてであります。フルタイム会計年度任用職員に対しましては、手当として支給可能となっております。一方パートタイム会計年度任用職員に対しましては、時間外勤務手当及び休日勤務手当等相当額を報酬として支給することが可能となっております。次に、期末手当につきましては、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員ともに支給となっております。任期が6月以上であることを目安として、支給対象や支給月数など具体的な支給方法等については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて

決定することとなっております。次に、特殊勤務手当及び地域手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員に対しては支給可能となっております。各団体において、勤務形態、職務内容、責任、それぞれの手当の趣旨等を踏まえつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に支給対象とするかどうかにつきまして判断するものとなっております。一方で、パートタイム会計年度任用職員に対しては、支給対象外となっておりますが、報酬水準に加味することは差支えないものとされております。次に、退職手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員に対して、常勤職員の勤務時間以上に勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った者が支給対象となっております。一方、パートタイム会計年度任用職員に対しては、退職手当につきましては支給対象外となっております。次に、6. 再度任用時の給与決定についてであります。会計年度任用職員の1会計年度での任期の終了後、引き続き任用を行う場合にあたりましては、常勤職員の昇給の制度との権衡を考慮して、給与の決定を行うことが適当とされておまして、昇給的な要素を取り入れることも可能となっております。最後に、7. 今後のスケジュールについてであります。会計年度任用職員制度につきましては、来年4月1日からの施行となっておりますことから、今年9月の町議会定例会に関連条例案の上程を予定しているところでございます。なお、本町における会計年度任用職員制度の内容につきましては、現在、奈良県におきましては、この6月の県議会へ会計年度任用職員制度に係る関連条例案の上程を予定されているということで聞いておまして、この奈良県や近隣市町村等の状況も勘案しながら、本町の制度の構築を行ってまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の4番目、会計年度任用職員制度の概要につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員

1つだけ教えてください。この会計年度任用職員のフルタイムの方で、これ毎年、再度任用されてずっと続けられた場合、正規職員さんとどこが

違うんか、僕ピンときて、全部これ、退職手当もあり、そして常勤の方と同じように昇給も加味すると、同じような感じになって、ずっと続けられた場合、なるようなイメージありますけども、全然違うもんでっか。

総務課長

一般職の職員につきましては、やはりその業務の内容であったり、責任の程度を踏まえて、その業務の内容によって、まずは任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員としてつけるということになります、それ以外の業務が会計年度任用職員を充てるというような考え方になっておりまして、例えば係長、また課長補佐、管理職級になるというのは、会計年度任用職員については想定はされていないということでございますので、一定の職務の割合に応じて上限が昇給の考え方として定まっているものということで違いがあるということでございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ちょっと私の方からお尋ねしたいんですけど、今、臨時職員さんですね、1のフルタイムとパートタイムと、会計年度職員制度になった時に、適用となるであろうと思われる方の人数ってそれぞれ何人かわかりますか。

総務課長

今年の4月1日現在で、雇用をしております臨時職員のうちですね、選挙の事務など雇用期間が1月未満の職員を除いた数として、現在フルタイムの職員で87人、パートタイムの職員で168人となっております、合計で255人となっております。

委員長

あと、この9月条例上程の予定ということですが、職員組合に対しての話し合いっていうんですか、というのはどうなってますでしょうか。

総務課長

職員組合につきましては、労働組合につきましても、この会計年度任用職員の制度導入というのはすでに承知をされているところでございまして、

今後町の素案が固まった時点です、また必要な情報提供を行ってまいりたいということで考えております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(5)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、各課報告事項(5)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

はじめに、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてであります。ゴールデンウィーク期間中の4月27日、28日の2日間にわたり開催しましたところ、合わせて1,365人の方にご見学いただきました。また、今回の石室公開におきましても、当町と官学連携協定を結んでおります奈良県立法隆寺国際高校の生徒に、受付や石室内の解説補助など、石室特別公開の運営に携わっていただいたところであります。

次に、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。まず、平成30年度斑鳩文化財センター入館状況についてであります。お手元に配付しております資料5、平成30年度斑鳩文化財センター入館者数をご覧くださいませでしょうか。資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から3で特別展の開催期間における入館者数、そして、4で入館者総数に区分して整理しております。一番下の4のところですが、平成30年度の入館者数は合計で9,073名、平成29年度と比較しまして492人の減となっております。減少しました主な理由としましては、通常春季に実施しておりました展示会を夏季に開催しましたところ、昨年度は大変な猛暑が続きましたことや、秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開の中止などにより減少したものと分析しております。そこで、今年度も引き続き入館者数の増加に向けて、魅力ある歴史や文化の情報発信に努めてまいりたいと考えております。次に、展示関係についてであり

ます。現在、6月30日までを開催期間としました春季企画展「斑鳩町の地域歴史展①—五百井地区の大方家の歴史資料を中心に—」の展示会を開催しております。また、関連行事としまして、今月9日、中央公民館において、公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会研究員の方で大方家文書の調査会の副会長もしていただいております吉田栄治郎氏によりまして「大方家文書と大方家」と題しました歴史講座を開催しましたところ、100名の参加者を得たところでございます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。春季企画展開催期間中の6月19日に開催を予定しており、平成30年度の事業報告を行いますとともに、今年度の実施の事業につきまして、ご指導を賜わってまいりたいと考えております。

次に、こども考古学教室の開催についてであります。こども考古学教室は、例年、夏休み期間中に開催し、多くの参加を得て好評の体験学習であります。今年も8月4日にこども勾玉づくり教室を、8月18日にこども一日学芸員体験を開催してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項（5）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 ちょっとお聞きしますけども、これ入館者数、総数ですね、1万超えた時ってあるんですか。

生涯学習 当初、開館した当時は12,000程の入館者数を得ているところでございますけども、その後だんだんリピーターの方がやはりちょっと減ってきたものと考えられますけども、現在9,000人程度のところまで減少しているということでございます。

嶋田委員 これ展示会、今まで、今までいうんか、2、3年前までは1年に4回開

催されてたと思うんですけど、2回に減らしたと、そこら辺の影響はどうなんでしょう。

生涯学習
課参事

展示会の開催を4回から2回にということで、確かに展示会のそれを目当てに来られる方という方については減少した面も否めないかと考えておりますけども、現行の文化財のスタッフの段階での開催としては、斑鳩町文化財活用センター運営委員会の方でやはり2回が適当であろうということで、2回に減じたところでございまして、斑鳩文化財センターとしましては、この2回で魅力ある内容の深い展示会ということを目指して頑張っておりまして、回におきましては、例えば昨年度の展示会におきましては、春季特別展で藤ノ木古墳の内容、家形石棺にテーマをもってきたところ、かなりの動員数を得たところでございまして、今後もそのような形での魅力ある展示をつとめてまいりたいと考えているところでございます。

嶋田委員

何も2回を4回に増やせとか、そんなことは言ってないんですわ。4回から2回に減らして入場者数が減った、そのことに影響があるのかどうかをお聞きしたんで。そこらへんどうですやろ。

委員長

年4回開催していた時期の年間の入館者総数と、2回に減らした時の年間の入館者総数っていうのは比較できるんですか。

生涯学習
課参事

ただいまちょっと手元に資料持ちあわせておりませんが、のちほどご提示したいと思っております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、次に(6)平成30年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

そうしましたら（６）平成３０年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告につきましてご報告を申し上げます。資料６をお願いいたします。

初めに、１ページの公益財団法人斑鳩町文化振興財団収支計算書前年度比較についてでございます。この収支計算書は、平成３０年度の収入と支出の明細表となっております。各事業活動別に前年度と比較をして各科目の執行状況の増減をお示しをしております。

初めに、ローマ数字Ⅰの事業活動収支の部、１．事業活動収入でございます。平成３０年度の事業活動収入は合計で１億３，３９９万９，７７４円となっており、前年度、平成２９年度と比較をいたしまして２，４０２万９，０４６円の減となっております。その主な内訳でございます。（２）の事業収入の自主事業収入で６５１万２，９５０円の減、（３）の受託事業収入では使用料収入で８３１万２，９３３円の減、受託事業収入で６３３万５，９７２円の減となっております。これらは空調設備更新工事に伴いまして、大ホール及び小ホールの貸出を休止いたしましたことによりまして、また平成３０年度は受託事業がなかったためでございます。次に、２の事業活動支出では合計で１億３，３９９万９，７７４円で、前年度と比較をいたしまして２，１６２万９，０４６円の減となっております。その主な内訳といたしまして、（１）の事業費支出の①自主事業費支出で８７１万２，２１７円の減、②受託事業費支出で６３３万５，９７２円の減、③友の会運営費支出で３４万５，７６２円の減となっております。④共通支出では３４万４，１５６円の減で、自主事業や受託事業などに要する人件費や賃金を区分した科目となっております。⑤施設管理運営費支出では６８４万７，１３１円の減となっております。次に、（２）管理費支出の①法人管理費支出では、法人管理に要する経費で９５万６，１９２円の増となっているところでございます。この結果、平成３０年度は、事業活動収入１億３，３９９万９，７７４円、事業活動支出が１億３，３９９万９，７７４円で増額ととなりまして、事業活動収支差額は０円となっております。

以下、ローマ数字Ⅱの投資活動収支の部、ローマ数字Ⅲの財務活動収支の部、またローマ数字Ⅳの予備費支出につきましては、平成３０年度においては、それぞれ収入、支出ともなく、収支はございませんでした。なお、Ⅰの事業活動収支の部の１の事業活動収入のうち、斑鳩町が文化振興財団

に支払っているものは、(3)の受託事業収入で、施設管理受託事業収入1億798万9,245円となっております。また、町からの補助金は、(4)の補助金等収入474万827円となっているところでございます。

続きまして、裏面の2をお願いいたします。2ページをお願いいたします。いかるがホールの施設管理運営費の内容についてでございます。本表は、平成30年度と前年度、平成29年度のいかるがホール施設管理運営費の経費の内訳を示したものでございます。平成30年度のいかるがホール施設管理運営費は、一番下の行でございますが、前年度と比較をいたしまして589万7,245円減の1億555万985円となっております。その主な内訳は、人件費が対前年度80万6,044円減の2,599万6,957円、光熱水費が175万4,162円減の1,632万2,992円、委託料が31万5,360円減の4,632万9,019円、事務費が300万7,385円減の970万1,171円、修繕費が10万7,674円減の445万8,726円などとなっております。減額となりました主な理由といたしましては、空調設備更新工事に伴いまして、貸し館を休止した影響となっております。

続きまして、3ページ、自主事業比較表をお願いいたします。この比較表につきましては、自主事業等の収支内容といたしまして、文化振興財団が実施をした自主事業の収支差額に着目をした分析となっております。右端の平成30年度の合計欄でございます。平成30年度では、事業収入が321万1千円、事業支出が330万1千円で、収支比率は97.3パーセントとなっております。

最後に、その下でございます。いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。平成30年度の会員数は、一般会員が272人、法人会員口数が63口で、総数で335人となっております。会員数が大幅に減少しておりますのは、空調設備更新工事に伴いまして、平成30年10月1日から翌年3月31日までの半年間、大ホール・小ホールの使用休止を予定をしており、会員への十分な還元が見込めなかったことから、勧誘を控えさせていただいたためでございます。

以上、斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 3ページのいかるがホール友の会会員数の推移で今説明あったんですけども、継続して続けられてる方っていうのはいると思うんですけど、これは退会されたってことですか。

委員長 乾副町長。

副町長 本来、友の会の会員につきましては、1年ごとの募集ということでやっておりますので、継続の方は当然また続けて入っていただくということですが、その都度その都度、入会していただくと、毎年度当初に入会していただくという形になっております。

小城委員 で、今の説明のとおり、その会員の方に勧誘はしなかったという結果でよろしいですか。

副町長 休館という関係もありまして、積極的な勧誘は行わなかったということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら次に、(7)平成30年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、続きまして(7)平成30年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告につきまし

てご説明をさせていただきます。

資料7をお願いいたします。はじめに、1ページの3.でございます。管理業務の実施状況と利用状況についてでございます。

まず、(1)管理について、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として当該施設の管理運営を行っております。斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）につきましては、観光協会職員3名と臨時職員3名の計6名で、ローテーションを組み、無休で運営をしております。また、観光自動車駐車場につきましては、観光協会臨時職員8名によりまして、ローテーションを組み、安全に業務を遂行されております。次に、(2)運営についてでございます。斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）は、法隆寺や斑鳩町の観光情報・行事等の情報発信はもとより、歴史街道推進事業の拠点施設といたしまして位置付けられております。このことから、奈良県内の行事等についても歴史街道推進協議会等と連携をとりながら情報提供に努めているところでございます。また、町内行事や社寺での催事情報の収集に努めまして、迅速な情報提供を心がけており、特にJR法隆寺駅の案内所との連携を密にし、細やかな対応を行っているところでございます。さらには、町内観光施設の案内を積極的に進めておりまして、斑鳩の里観光ボランティアの会及び斑鳩アイセス・G・Gの観光ボランティアとも連携をいたしまして、多くの観光客を丁寧に案内していただいているところでございます。また観光自動車駐車場につきましては、移動中の団体客の安全にも留意をいたしまして、安全な車両誘導に努めております。

次に、(3)利用状況についてでございます。資料の2ページをお願いいたします。斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）についてであります。平成30年度の入場者数は74,742人で、前年比116.2パーセントとなっております。また、法隆寺iセンターの2階にございます多目的ホールの利用回数は192回、前年比は114.3パーセントとなっているところでございます。

恐れ入ります、続きまして、資料の3ページをお願いいたします。観光自動車駐車場についてでございます。平成30年度の駐車台数は、一番下でございます。バスが3,494台で前年比102.9パーセント、乗用車は2万1,611台で前年比95.0パーセントとなっております。収

入額は2,109万9,000円となっております、対前年度51万9,800円の減の前年比97.6パーセントとなっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。指定管理事業に係る収支についてでございます。まず収入の部でございますが、指定管理料、駐車場利用料、iセンター利用料の合計3,552万6,000円となっております。支出の部につきましては、斑鳩の里観光案内所及び観光自動車駐車場を合わせまして人件費、委託料等で、5ページでございます、申し訳ございません、合計3,374万5,130円となっております、収支差額は178万870円となっております。また、町への精算は、光熱水費・修繕費の39万8,861円の精算額となっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員

観光協会に関してですねけども、観光案内のボランティアの方、町営駐車場、無料にしてくれというふうな陳情出まして、理事者のほうでは無料にしようかなということをお聞きしましてんけれども、その後どうなっているのか、ちょっとお聞きかせください。

委員長

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり

今現在、無料での対応と、このようにさせていただいております。

政策課長

嶋田委員

そしたら、それはもう規則いうんですか、要綱いうんですか、それを変わられて、ということですか。変えられたいう報告は総務になかったんです、変えよかなという報告はありましたけど。そこらへんどうなってるんですか。

まちづくり
政策課長 申し訳ございません。いま、再度確認をさせていただきまして、ボランティアのかた、ご自身は無料ということになっておりますけれども、観光協会のほうが負担をしているということで、収入のほうに入っているということで申し訳ございません、訂正させていただきます。

嶋田委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと1点だけお聞きしたいんですけど、3ページのところの、その他のところで、29年度と30年度で台数が大きく変わってるんですけども、これは理由、何か分かりますか。

まちづくり
政策課長 すみません。その他のところでございます。バイク等を集計しておりますけれども、二輪車のほうが減少したというところでございます。

委員長 理由は。
暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時52分 再開)

委員長 再開いたします。 西巻総務部長。

総務部長 特段の要因というのは分析はしておらないんですけども、夏場の猛暑等により、二輪車等の利用ということが少なかったのではないかというふうに考えているところでございます、以上です。

委員長 伴委員。

伴委員 町営の駐車場、これ、1ページ目の、8名によるローテーションというかたち。今現在はまあ言えば雇用主が代わってる状態やと私は認識してますねけど、今現在この8名の方はどないなってるのか、分かる範囲で、もし分かるのであれば、教えて。まあ言うたら8人とも勤務同じ方がされてんのか、人数が減ってしまってるのか、またメンバーが代わったとか、このあたり分かれば教えてください。

まちづくり
政策課長 伴委員さんおっしゃいますように、4月1日以降代わっております。
ただ8名の方につきましては、そのまま継続をして呉竹荘からの委託を受けるようなかたちで継続して勤められてるというところでございます。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 そうでしたら、ここで13時まで休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

西巻総務部長。

総務部長 中西町長なんですけども、急きょ午後から出張が入りましたので出席できませんのでどうぞよろしく願いいたします。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 先ほどの文化財センターの4回展示会をしている頃の人数と、年2回の展示会を開催している時の人数のご報告をさせていただきたいと思います。

平成22年度から4か年、年4回の展示会をしていた期間となりますけれども、その合計が49,271人、年平均しますと12,318人という数字になります。年2回に変わりました平成26年度から5か年間の入館者数の総合計は52,641人、年平均しますと10,528人となります。平均の差でございますけれども1,790人の減というような数字になっております。以上報告させていただきます。

嶋田委員

何も、4回から2回になって入場者が減ったと、そういうふうには今は思っておりません。2回で充実した展示物やっていたら、それはそんでいいとは思いますが、まあ減ってきた原因ですね、をいろいろと分析していただいて、また議会で報告してください。

生涯学習
課参事

ただ今ご指摘受けました分析につきましては、後日また分析しました結果をご報告してまいりたいと考えております。以上であります。

委員長

そうしましたら、次に、(8)通学路等における防犯カメラの設置について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の8番目、通学路等における防犯カメラの設置についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料番号8、令和元年度通学路等における防犯カメラの設置予定箇所図という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

本町では、犯罪を未然に防ぐ「犯罪の抑止」と、万が一、犯罪が発生してしまった場合における「犯罪の早期解決」を目的といたしまして、通学路等の街頭に、平成29年度に10台の防犯カメラを、また昨年度、平成30年度には4台の防犯カメラを設置したところであります。今年度は、昨年6月の本委員会でご報告いたしました全体的な設置計画に基づきまして、合計20台のうち、残る6台の防犯カメラの設置を行うこととしております。今回の6台の設置予定箇所につきましては、この設置予定箇所図におきまして、赤色の丸で表しております、西和警察署員、教育委員会事務局担当者とも調整を行い、選定したものでございます。また、今後の

スケジュールといたしましては、今回の6台分につきましては、8月末までに設置を完了いたしまして、9月から運用を開始してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の8番目、通学路等における防犯カメラの設置につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 平成29年から設置されました防犯カメラで、これによって解決した事件とか、そういった事例っていうのは今のところありますでしょうか。

総務課長 警察のほうに情報提供させていただいているということで、その数のほうでちょっとご説明をさせていただければと思いますが、現在は14台での運用を行っているところでありまして、昨年度、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間で警察から14件の閲覧申請があったということでございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 すみません、1台当たりなんぼ位の、防犯カメラ、金額なんぼぐらいの付けていただいていますか。なんでかと言いますと自治会等でだいたい1台あたり20万ですか、ほんで10万の補助が出る、そんなやつやっていたら関係もありまして、町のほうはどれぐらいのつけておられるのかなと思ひまして、お願いします。

総務課長 斑鳩町の方で設置をさせていただいている防犯カメラにつきましては、年間の管理費も込みと、あと設置費も込みで5年間のリースとして、しておりまして1台約90万円と、5年間の総額で90万円となっております。

伴委員 5年間で。結構です。

委員長 井上委員。

井上委員 ちょっと話変わらせてもらいたいんですけども、今100万円の予算、自治会の方へ20万円、1件、5件ですかね、のために1件の自治会に20万円の助成金というような形でいまつくってもらってますけども、その申込みのほうももう締め切り終わってると思うんですけども、今年度はどれくらいの件数の自治会が申し込みされたんでしょうか、お伺いします。

総務課長 自治会の防犯カメラの設置の補助に関してのご質問でございますが、広報いかるがの5月号でいま募集の記事を掲載をさせていただきまして、第1次募集期間といたしまして5月31日から6月28日を募集期間として、今させていただいているところでございまして、現在募集期間でございますので、まだちょっと件数は取りまとまっておりませんが、相談としては10件程度の自治会のほうから事前にご相談をいただいております状況でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら次に、(9)斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 そういたしましたら、各課報告事項の(9)斑鳩町プレミアム付商品券発行事業についてご報告をさせていただきます。

本事業につきましては、支給対象者の特定方法が、従前ございました臨時福祉給付金に準じた対応を基本とし、また商品券の発行・利用・あるいは換金方法につきましては、各市町村の商品券事業の執行の枠組みをできるだけ活用するよう国からも示されているところでございます。

このようなことから福祉子ども課とまちづくり政策課を中心に事業の実

施を進めておりまして、先日の厚生常任委員会におきましても、福祉子ども課より報告をされておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

それでは本日お配りをしております資料の9により、ご説明をさせていただきます。本事業につきましては、本年10月に予定をされております消費税、地方消費税率の引き上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和いたしますとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者と子育て世帯の世帯主向けのプレミアム付き商品券を販売するものでございます。本事業の実施主体は市町村となっております、事務費を含む事業に要する経費につきましては、国から全額補助金が交付されることとなっております、5月の臨時会において補正予算のご承認もいただいたところでございます。

それでは、事業の実施概要につきまして、はじめに、支給対象者及び見込数でございます。低所得者の対象者につきましては、平成31年1月1日時点の住民のうち、平成31年度の町民税、均等割が非課税の方となっております。対象者の見込数は約4,700人となっているところでございます。次に、子育て世帯の対象者につきましては、平成28年4月2日以降、令和元年9月30日までに生まれたお子さん、年齢で申しますと0歳から3歳未満のお子さんがおられる世帯の世帯主の方が対象となりまして、見込数は約900人となっているところでございます。

次に、商品券の購入限度額でございます。低所得者及び子育て世帯の対象者ともに、券面額が2万5千円の商品券を2万円で購入できる5千円のプレミアム分を付加した商品券となっております。

資料の裏面をお願いいたします。今後のスケジュールの予定でございます。まず、7月号の町広報紙におきまして、本事業の概要についてお知らせをまいります。8月中旬には、低所得者の対象になると思われる町民税非課税者の方に、商品券の購入申請書を同封した非課税のお知らせを送付いたしますとともに、12月末までの間で購入申請の受付を行ってまいります。9月上旬頃からは、子育て世帯の対象者分も含めまして商品券の購入引換券を発送、10月から来年1月までの間で商品券を販売をまいります。商品券を使用いただける期間は2月末までと今現時点ではさせていただいております、商品券の購入方法や利用可能店舗、またスケジ

ュールの詳細等につきましては、現在調整をしているところでございます。
以上、斑鳩町プレミアム商品券発行事業の説明とさせていただきます。
よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長。

総務課長 総務課から1点、職員採用試験の実施について、ご報告をさせていただきます。

令和2年4月1日採用の職員採用試験につきまして、大卒及び短大卒の方を対象とした第1次試験を本年9月1日(日)に、高卒の方を対象とした第1次試験を9月22日(日)に実施する予定です。なお、今年度におきましては、受験可能年齢に関し、昨年度は40歳以下として実施をいたしました。一般事務職及び土木技術職につきましては35歳以下として実施することといたします。なお、保育士・幼稚園教諭等資格を要する資格専門職につきましては、引き続き40歳以下として実施することといたします。試験の概要につきましては、7月号の広報いかるが及び町ホームページに関係記事を掲載する予定をさせていただいております。

以上、職員採用試験の実施につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり まちづくり政策課の方から1点ご報告を申し上げます。

政策課長 斑鳩町商工まつりの開催についてでございます。第39回目を迎えます今年の斑鳩町商工まつりにつきましては、7月20日(土)の開催に向けまして準備等が進められているところでございます。

以上、まちづくり政策課からの報告とさせていただきます。

委員長

安藤教育委員会事務局総務課長。

教委総務
課長

教育委員会事務局総務課より2点ご報告をさせていただきます。

まず、子ども模擬議会の開催についてでございます。本年8月2日の金曜日に、議場をお借りいたしまして子ども模擬議会を開催することとしております。町内の小学6年生及び中学1年生の児童生徒が、テーマに沿って意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うものでございます。また、これまで前日に1日議員の任命式とリハーサルを行い、その翌日に模擬議会の本番の2日間に渡って実施をしておりましたが、本年度は午前中にリハーサルを行いまして、午後から1日議員の任命式、模擬議会本番を実施することとしております。これは、時節柄、台風襲来等により気象警報が発令された場合、日程の再調整がですね、難しいこと、また、児童生徒を引率する教員等におきましても2日間日程を確保しなければならないことから、1日で実施しようとするものでございます。議長様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、小学校・中学校空調設備の整備状況についてご報告をさせていただきます。冒頭、町長挨拶にもございましたように、工事は順調に進んでおりまして、普通教室また特別教室につきましては、試運転、最終確認等を終えて、6月17日（月）から本格運用を始めることとしております。なお、体育館、給食室につきましては、夏休み中の完成をめざして、引き続き、整備を進めてまいります。また、空調設備の運用基準であります。文部科学省の学校環境衛生基準では、学習に望ましいとされる温度が夏季は25℃から28℃程度、冬季は18℃から20℃程度となっておりますことから、原則として、教室内の温度が夏場は28℃を超えましたら、冬場は18℃を下回りましたら使用することとしております。なお、最上階にある教室は、夏場は熱がこもりやすいこと、また小学校低学年と高学年とでは体格が違うことなど、教室内の環境はさまざまでありますことから、適宜、教員が状況を見ながら教室内のコントローラーで、先程申

上げました学校環境衛生基準で望ましいとされる温度を目安として調整を行うことができるようにしております。

以上、小学校・中学校空調設備の整備状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長

栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは生涯学習課から3点ご報告がございます。

まず1点、町立図書館電子書籍貸出冊数上限の見直しについてでございます。平成29年4月から実施をしております自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って、図書館に来館することなく、電子書籍を借りることができるサービス、いわゆる電子図書館サービスにつきましては、貸出冊数の上限2冊、貸出期間を14日間でサービスを開始したところでございます。貸出当初、電子書籍のコンテンツは約3,000冊でございましたが、現在では7,000冊近くになり、多様なジャンルが提供できるようになってきたところでございます。また、昨年7月から試行的に貸出冊数の上限を4冊にいたしましたところ、貸出冊数の増加だけではなく、電子図書館への利用登録数もそれまでの登録ペースを上回るなど、貸出冊数の増冊が一定、利用促進に効果的であることが確認できたことなどから、恒久的に貸出冊数の上限を2冊から5冊に引き上げ、さらなる図書館の利用促進を図ることとしたところでございます。なお、貸出冊数の増冊に合わせまして、斑鳩町立図書館管理運営規則の一部を改正し、本年7月1日より施行することとしております。

2点目は、斑鳩町立町民プールの開設及び無料開放事業の実施についてでございます。今年度も7月1日（月）から8月31日（土）までの62日間、町民プールを開設をいたします。排水口の安全点検、水質等、開設にあたりましては、安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

また、従来、町民プール内でのビーチサンダル等の使用は外履きとの区別がつきにくいことから衛生面を考慮し、禁止をしておりましたが、昨年の猛暑によりまして、プールサイドが高温になり素足では歩きにくいのでビーチサンダルの使用可を望む声をいただいていたところでございます。

今年度におきましても、猛暑になることも考えられますことから、プールサイド専用のビーチサンダル使用を可とすることとし、6月号町広報紙におきまして、町民プール開設の案内に合わせ、ビーチサンダル使用可の広報もさせていただいているところでございます。その町民プールでは、平成26年度より開設期間中3日間、無料開放事業を実施しておりますが、今年度もお一人でも多くの町民の方に水に親しむ機会を提供することで、スポーツ施設の利用促進を図るとともに、町民の心身の健全な発達に寄与するため、無料開放日を設けます。無料開放日につきましては7月24日（水）、8月13日（火）、8月23日（金）の3日間で、6月号及び7月号広報お知らせ版、町ホームページ、公共施設へのポスターの掲出などにより周知をしてみたいと考えているところでございます。

なお、本年3月の予算審査特別委員会におきまして、町民プールの開設日を10日程度遅らせ、委託料等の削減分で子どもの入場料を無料にしてはどうかと提案をいただいたところでございます。開設日を10日遅らせることで、管理運営委託料、光熱水費で約100万円の費用が削減でき、その費用で子どもの入場料約50万円は補うことができるなど、一定の効果は認められます一方、現在、小学生の入場につきましては、低学年は保護者等の同伴を義務づけ、また高学年もできるだけ保護者の引率をお願いして、プールサイドや遊泳中のケガ、事故の未然防止にご協力をいただいているところでございますが、高学年は、子どもたちだけの入場が多くございます。常態的に無料とすることで、子どもたちだけの入場がさらに増え、結果、けがや事故のリスクが高まることを危惧いたします。また、当該施設の老朽化は著しく、毎年、計画的に補修整備を行っておりますものの、今後さらに維持管理費用が高額になっていくことが予測できるなか、一定の受益者負担はやむを得ないのではないかという判断から、今回、開設日の見直し及び子どもの入場料無料は見送らせていただくことといたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習

生涯学習課から3点目は文化財のほうから、史跡中宮寺跡付近における

課参事

転倒事故についてご報告させていただきます。

令和元年5月2日、午後5時30分頃、東福寺1丁目にご在住の方が、史跡中宮寺跡の公園から帰宅するため、史跡中宮寺跡の公園と幸前集落との往来の便を図る目的で、公園の南東コーナー部分に、新たに設置しました道を通行の際に、町道との接続部分において北側から南側に傾斜している排水溝との関係から生じました1センチから15センチ程度の段差に足を引っ掛けて転倒する事故が発生しました。その方は、転倒した際に手をつかれず顔面を地面にぶつけてしまい、上唇を切るなどのけがをされ、出血が激しかったことから救急車により病院に搬送されて、縫合等の治療を受けられておられます。転倒事故の発生直後より、けがをされた方の家族より苦情のご連絡があり、現在、全国町村会の総合賠償保険の担当者とも相談しながら、相手方との対応や事務手続き等を進めておりますことをご報告いたします。以上であります。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、ただいま報告がございましたことに対しまして、質疑、ご意見等があれば、お受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

電子書籍、上限5冊ということで、貸出期間は2日のままなんですか。

委員長

栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長

申し訳ございません。貸出期間は14日間で、それは延長はございません。ただし、手続きをとっていただいたら最大14日間延長することができます。通常でしたら14日間の貸出期間で自動的に返却になるんですけども、延長という手続きをとっていただいたらさらに2週間延長できるということになります。

嶋田委員 最後の報告で、町、道を造った時に瑕疵があったんですか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 先ほどご説明した際にありましたように、町道と新たに寄付をいただいて、そういう接続するところの通行するための道をした際に、排水溝が北側から南へ下がる際に、段差の部分においては開口と、蓋をしない、もしくはパイプで埋めるようなことをしないということで、その時にその排水溝を生じてる部分に段差が生じたということでもあります。

ですから、その部分において、やはり一定程度の段差が生じたことについては、町のほうにある程度の割合の瑕疵があるのではないかとこのころで考えているところであります。

嶋田委員 施工業者はそこらへんは気付かへんかったわけですか、何の連絡もなかったわけですか。

生涯学習課参事 施工業者のほうから直接的にその部分についてのお話はありませんでしたけども、工事監督をしている者はその排水溝の形を設計の中で指示をしておりましたので、指示通りの施工をされたということでもあります。

嶋田委員 町側に瑕疵があんのやったら、もうこれは補償するのは当たり前のことですけれども、施工業者なり、監督さんがね、そこらへん分からなかったのかなと。理事者のほうは素人さんで分かりにくいと思うけども、業者さんは分かったんの違いますか、そこらへん業者に聞かれましたか。

生涯学習課参事 一応、監督の聞き取りをしたところによると、施工業者からその点についての再度の確認はなかったということでもあります。また、監督につきましてもその部分の段差については、近くのところに電柱もあったということもあって、段差の近くは通らないという考え方があったものということで報告を聞いております。

委員長

暫時休憩します。

(午後 1 時 2 5 分 休憩)

(午後 1 時 2 8 分 再開)

委員長

再開いたします。

他の委員さん、質疑、ご意見ございませんか。

小城委員。

小城委員

職員採用の件なんですけども、去年は 4 0 歳以下にしてたけど、今年度 3 5 歳以下というところで、これは何か理由等はあるんでしょうか。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

昨年度ですが、一般事務職で受験者数ベースで申し上げますと 4 8 6 人ということで、平成 2 9 年が 2 7 人でございましたので 1 8 倍と、多数の受験をいただきまして、結果採用倍率といたしましては 8 1 倍という非常に高い倍率になったものでございます。また、実際の試験の進捗の中でですね、3 6 歳以上の者が 3 次試験まで進んだ者がおらなかったということの状況も見まして、そういったものを総合的に勘案して今年度につきましては 3 5 歳以下という形に設定させていただいたということです。

委員長

他にございませんか。 伴委員。

伴委員

プールの開始時期の報告なんですけど、予算委員会で私が正直言うて質問をさせていただいて検討いただいたと、そして、いまご報告いただいた。いろんなことを検討していただいたことに対して、非常にちゃんと扱っていただいたというように思っております。ただ、私の質問の仕方が、ちょっといま反省しておるんですけど、例えばという思いがあって子ども無料という話をさせていただいた次第でして、実質のところ他のところと比べていただいて、7 月 1 日から 7 月 2 0 日までの間、土日はそこそこ入ってお

られますが、それ以外の日は非常に少ないはずです。私もそこでアルバイトとして若い時働かせていただいたこともありますし、だいたい前を通っている感じでいくと5人前後かな、1日の、そしてなおかつそれが一日中入っておられないと、全くおられない、お客さんが一人もおられない時もある、よく見かけます。だから正直言うて開始の日を見直していただいて、その費用を他の何か、子どもたちまた他のところに、教育関係でも使っていただければというのが私の本意、例えばというところがちょっと強調されて、ちょっとそっちのほうで検討していただいたと。ひとつの案としてという意味で質問させていただいたんでありますんで、今後開始時期について、よそもだいたい20日頃からスタートされるのが多いと思います。やっぱり費用として1日10万円ぐらいかかってくる話ですんで、考えていただきたいと思います。来年度から、今年度はもうこれで広報もされますし、それでやっていただいたらと思いますが、来年度からはそういう形でまた検討していただければと思います。

ちょっとそのあたりを要望しておきます。以上です。

委員長 答弁よろしいですか。

伴委員 結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。次に、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けしたいと思います。 井上委員。

井上委員 斑鳩町の中央公民館の駐車場の件についてお聞きしたいんですけども、都市計画道路法隆寺線が供用開始されるにあたって、中央公民館を利用されてた方がですね、法隆寺線の道路上に駐車をされている、駐車場代わり

に使用されているのを見かけておりましたけれども、道路が開通してからは、そういった駐車場代わりに使われることはできなくなりですね、駐車場不足になっているのではないかと思うんですけれども、現在の中央公民館の駐車場の状況を教えてもらえますでしょうか。

委員長

栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長

斑鳩町中央公民館には、地下駐車場、第1、第2駐車場を含めまして計64台の以前、駐車スペースがございました。委員ご指摘のように公民館東側の法隆寺線が供用開始されるまでは、大きな催しがあった場合、あるいはそれ以外にも図書室への本の返却など短時間の駐車であるということから、法隆寺線の道路上や歩道に駐車されていたところがございます。

本年3月末の供用開始後の状況でございますが、法隆寺線の通行状況あるいは中央公民館への入退場時の見通しなど、自動車が法隆寺線から中央公民館正面玄関へと出入りしても危険はないという判断をいたしまして、それまで駐車をご遠慮いただいていた正面玄関前のスペースを駐車スペースとして現在開放しております。従来の駐車スペースより11台多い現在75台の駐車スペースを確保している状況でございます。

また、大ホールでの催しの申請があった場合には、申請者に対しまして駐車スペースに限りがあるため、自動車でのご来館はご遠慮いただくか、あるいは役場東側駐車場の利用申請をしていただくなどの対応の徹底をお願いしております。供用開始後2か月以上経過しておりますが、現在のところ、大きな混乱はないと認識しております。

井上委員

現在、いま中央公民館にはですね、75台の駐車スペースがあり、通常の貸館であれば問題なく対応できるということでもありますけれども、教育委員会としては、そのスペースで十分だと考えておられるのか。今後の方針についてお伺いいたします。

生涯学習
課長

現在、通常の貸館業務でございましたら、75台の駐車スペースで対応ができております。ただ、年に数回程度ではありますものの、大ホールな

どで大きな集会等が開催される場合は、75台の駐車スペースでは少ないのではないかとこのように考えております。

また、一昨年の台風時の避難所開設時のように、自動車で避難される方が多いことを考えますと、駐車スペースは多ければ多いほどいいというふうに考えております。

一方では、現在第2駐車場は土地を借地をしております。今後、仮に中央公民館の駐車スペースを拡充していこうとする場合は、第2駐車場同様に借地による対応になるものと考えます。このことから施設の適正な駐車スペースのあり方とともに、費用対効果も十分に確認をしながら検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

井上委員 斑鳩町公民館はですね、本町の社会教育の拠点であるとともに、災害時、最大の避難場所のひとつでもあります。借地しながらですね、普段、使用しないのももったいないような話ではありますけれども、そのあたりの費用対効果につきましては、十分に確認しながら、適正な駐車スペースを確保いただきますよう、要望いたしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、これをもって、その他については終わります。

ここで皆さんに、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思っております。

議会改選前の総務常任委員会において継続審査となっていました案件は、「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」でありました。わが町は、日本ではじめて世界文化遺産に登録された法隆寺のあるまちであり、多くの歴史的史跡や文化財の保存や活用は、斑鳩町のまちづくりの重点施策でもありますので、引き続き「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」は、当委員

会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、副町長の挨拶をお受けいたします。

乾副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後 1 時 3 9 分 閉会)